

## 支援制度一覧

\* 各制度の内容は掲載時から変更になる可能性があります。詳細は、各制度の問合せ先までお願いします。

	制度名称	分野	対象地域	対象						制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					'地域の居場所づくり'への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
					自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他			助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他					
21	鶴見区新たなチャレンジ応援補助金	まちづくり	区域	①構成員が3人以上、かつその半数以上が鶴見区民で、区民が自由に参加できる活動を行う(ボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、自治会町内会等) ②継続して活動中、又は継続して活動する見込みがある ※①②ともに該当する団体	○	○	○	×	×	区民が自主的に取り組む地域の課題解決に向けた事業について、事業開始から3年以内の新たな取組を支援します(補助額上限10万円) ◆活動経費の助成(1団体あたり) 1年目:上限10万円(補助対象経費の10分の9以内) 2年目:上限5万円(補助対象経費の10分の5以内) 3年目:上限3万円(補助対象経費の10分の3以内)	例年2月頃	○	×	×	×	×	—	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/ku/rashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/genki/chalengehoiyokin.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/ku/rashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/genki/chalengehoiyokin.html</a>	鶴見区区政推進課地域力推進担当	510-1678	<a href="mailto:tr-chikiryoku@city.yokohama.lg.jp">tr-chikiryoku@city.yokohama.lg.jp</a>
63	鶴見区ふれあい助成金	健康・福祉	区域	区内に活動拠点を置き、区の地域福祉推進または障害福祉推進のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人、障害福祉サービス事業所などを運営している一般・公益社団法人	×	○	○	×	○	※新規立ち上げの受付は4月3日～12月19日 自発的で非営利な地域福祉及び、障害福祉推進事業の支援をします。 【要援護者支援区分】 集いの場活動、家事生活支援活動、配食活動、送迎活動 【障害児者支援区分】 障害児者支援活動・当事者活動、宿泊・日帰りハイク活動、視覚障害者・聴覚障害者支援 【福祉のまちづくり区分】 【健康増進区分】 ※新規立ち上げ事業への助成区分あり	令和7年4月	○	×	×	×	×	○	<a href="http://www.yturumi-shakyo.jp/">http://www.yturumi-shakyo.jp/</a>	鶴見区社会福祉協議会	504-5619	<a href="mailto:info@yturumi-shakyo.jp">info@yturumi-shakyo.jp</a>
64	つるみ善意銀行助成金	健康・福祉	区域	区内に活動拠点を置き、区の地域福祉又は障害福祉のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人、作業所・グループホームを運営している一般・公益社団法人	×	○	○	×	○	備品整備・修繕にかかる経費、会員特典(鶴見区ふれあい助成金配分団体で本会正会員のみ) ※それぞれ条件あり。詳細はお問い合わせください。	令和7年4月～翌年1月下旬	○	×	×	×	×	—	<a href="http://www.yturumi-shakyo.jp/">http://www.yturumi-shakyo.jp/</a>	鶴見区社会福祉協議会	504-5619	<a href="mailto:info@yturumi-shakyo.jp">info@yturumi-shakyo.jp</a>